

学校法人昭和女子大学寄附行為変更認可申請書

令和6年12月24日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号
学校法人昭和女子大学理事長 山崎日出男

このたび学校法人昭和女子大学の寄附行為を別紙のように変更したいので、
私立学校法第45条第1項の規定によって認可されるよう、同法施行規則
第4条の関係書類を添えて申請します。

寄附行為変更の条項及び事由

改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請を行い令和 6 年 9 月 3 日付で認可を受けたが、変更後寄附行為の第 71 条において参照している条項にずれが生じていることが判明したため、これを補正することとしたい。

1. 第 7 1 条第 1 項で参照している条項を第 7 6 条第 2 号から第 7 7 条第 2 号に修正する。

（事由）参照先の条項を誤っていたため。

2. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（事由）施行日を明確にするため

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
第 1 1 章 資産及び会計 中 略 (財産目録等の備置き及び閲覧等) 第 7 1 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 7 7 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。 2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。 附 則 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 1 章 資産及び会計 中 略 (財産目録等の備置き及び閲覧等) 第 7 1 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 7 6 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない 2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

当該学校法人の概要を記載した書類

法人の 名 称	学校法人 昭和女子大学			事務所の所在地		東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号				
既設校 の内容	学校名	学部・学科・課程名等		開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	入学者の 入学定員に 対する割合	備 考	
	昭和女子大学 大 学 院	文学研究科 博士後期課程		H 2 5	5人	—	15人	0.33倍		
		文学言語学専攻								
		生活機構研究科 博士後期課程		H 1	5人	—	15人	0.40倍		
		生活機構学専攻								
		文学研究科 博士前期課程		S 4 9	5人	—	10人	0.20倍		
		日本文学専攻								
		英米文学専攻		S 4 9	5人	—	10人	0.30倍		
		言語教育・コミュニケーション専攻		H 1 7	10人	—	20人	0.55倍		
		生活機構研究科 修士課程		H 5	10人	—	20人	1.10倍		
		生活文化研究専攻								
		心理学専攻		H 1 7	20人	—	40人	0.60倍		
		人間教育学専攻		H 2 0	10人	—	20人	0.25倍		
		生活科学研究専攻		H 5	5人	—	10人	0.60倍		
		環境デザイン研究専攻		H 1 9	5人	—	10人	0.10倍		
		福祉社会研究専攻		H 1 8	5人	—	10人	0.70倍		
		福祉社会・経営研究科 専門職学位課程		R 5	50人	—	50人	0.28倍	「令和5年度開設」	
		福祉共創マネジメント専攻								
	昭和女子大学	人間文化学部	日本語日本文学科		S 5 3	120人	—	480人	1.04倍	「令和8年度入学定員変更予定 100人→90人 」 「令和7年度 国際教養学科に名称変更 入学定員変更予定 179人→79人」 「令和7年度入学定員変更予定 110人→130人 令和8年度入学定員変更予定 130人→120人 」
			歴史文化学科		H 4	100人	—	400人	1.07倍	
		国際学部	英語コミュニケーション学科		H 2 9	179人	—	736人	1.00倍	
			国際学科		H 2 9	120人	—	460人	1.06倍	
		グローバル ビジネス学部	ビジネスデザイン学科		H 2 5	110人	—	440人	1.08倍	
			会計ファイナンス学科		H 3 0	80人	—	300人	1.11倍	
		環境デザイン学部	環境デザイン学科		R 2	210人	—	840人	1.04倍	

当該学校法人の概要を記載した書類

	学校名	学部・学科・課程名等		開設年度	入学定員	編入学定員	収容定員	入学者の 入学定員に 対する割合	備 考
既設校 の内容	昭和女子大学	人間社会学部	心理学科	H 1 5	100人	—	400人	1.06倍	「令和2年度に学生募集停止、令和7年度末(*) 廃止予定」 (*同学科生の少なくとも令和8年3月までの在籍が確定)
			福祉社会学科	H 1 5	80人	—	320人	1.07倍	
			現代教養学科	H 1 5	100人	—	400人	1.04倍	
			初等教育学科	H 1 8	100人	—	420人	1.00倍	
		食健康科学部 (令和3年度より生活科学科から名称変更)	環境デザイン学科	S 5 3	—	—	—	—	
			健康デザイン学科	H 2 1	75人	5人	300人	1.07倍	
			管理栄養学科	S 5 3	72人	—	288人	1.10倍	
			食安全マネジメント学科	H 2 9	80人	—	320人	1.05倍	
	昭和女子大学附属 昭和高等学校	全日制課程普通科		S 2 3	252人	—	756人	0.77倍	「令和8年度入学定員変更予定 80人→70人」
	昭和女子大学附属 昭和中学校			S 2 2	252人	—	756人	0.86倍	
	昭和女子大学附属 昭和小学校			S 2 8	120人	—	720人	0.88倍	
	昭和女子大学附属 昭和こども園	1号認定		H 2 8	45人	—	120人	0.98倍	※入園定員なし（募集定員を参考値として掲載）
		2・3号認定		H 2 8	—	—	103人	—	※入園定員なし（入園者数は区の調整で決定）
	ブリティッシュ・スクール イン・トウキョウ昭和	高等教育科		H 2 2	—	—	100人	—	修業年限3年（11~12）、入学定員なし 「令和5年8月 収容定員100人→190人」
		中等教育科		H 1 8	—	—	105人	—	修業年限3年（11~12）、入学定員なし 「令和5年8月 収容定員105人→195人」

法人の沿革	大正 9 年 9 月	日本女子高等学院創設
	大正 11 年 4 月	付属高等女学部開設
	昭和 2 年 7 月	財団法人日本女子高等学院設立
	同	付属高等女学部を昭和高等女学校に改める
	昭和 21 年 4 月	財団法人東邦学園併設
	同	財団法人東邦学園傘下に日本女子専門学校を開設し、日本女子高等学院の課程を引き継ぐ
	昭和 22 年 4 月	昭和中学校開校
	昭和 23 年 4 月	昭和高等女学校を昭和高等学校に改める
	昭和 24 年 4 月	新学制によって日本女子専門学校を昭和女子大学と改め学芸学部（国文学科・英文学科・被服学科）開設
	昭和 25 年 4 月	昭和女子大学短期大学部（英語科・家政科）開設
	同	日本女子高等学院を昭和女子学院に改める
	昭和 26 年 3 月	財団法人東邦学園を学校法人昭和女子大学に組織変更する
	昭和 26 年 4 月	財団法人日本女子高等学院を学校法人昭和高等学校に改める
	同	短期大学部国文科及び同第二部（国文科・英語科・家政科）開設
	同	学芸学部生活科学科開設
	同	昭和幼稚園開園
昭和 27 年 4 月	昭和 27 年 4 月	短期大学部英語科・英語科第二部を英文科・英文科第二部に改める
	昭和 28 年 4 月	昭和小学校開校
同	同	学芸学部（国文学科・英文学科・被服学科・生活科学科）を文家政学部（日本文学科・英米文学科・被服学科・生活科学科）に名称変更

法人の沿革	昭和30年	4月	短期大学部食物科及び被服科第一部・第二部開設（家政科廃止）
	昭和33年	4月	短期大学部初等教育科開設
	昭和37年	4月	文家政学部被服学科を生活美学科に名称変更
	昭和38年	4月	学校法人昭和女子大学に学校法人昭和高等学校を併合、昭和女子大学附属昭和高等学校、同附属昭和中学校、同附属昭和小学校、同附属昭和幼稚園及び同附属昭和女子学院に改める
	同		短期大学部被服科を家政科に名称変更
	昭和44年	4月	文家政学部生活科学科食物学専攻・管理栄養士専攻開設
	昭和46年	4月	短期大学部国文科を国文学科に、英文科を英文学科に、家政科を家政学科に、食物科を食物学科に名称変更
	昭和49年	4月	大学院文学研究科修士課程（日本文学専攻・英米文学専攻）開設
	昭和53年	4月	文家政学部を文学部（日本文学科・英米文学科）と家政学部（生活美学科・生活科学科）に分離
	昭和61年	4月	大学院家政学研究科修士課程（生活造形学専攻・食物栄養学専攻）開設
	同		短期大学部専攻科（国文学専攻・英文学専攻・家政学専攻・食物学専攻・初等教育学専攻）開設
	昭和62年	4月	短期大学部国文学科を国語国文学科に、英文学科を英語英文学科に、家政学科を生活文化学科に、食物学科を食物科学科に、初等教育科を初等教育学科に名称変更
	同		短期大学部国文学科第二部を国語国文学科第二部に、英文科第二部を英語英文学科第二部に、家政学科第二部を生活文化学科第二部に名称変更
	昭和62年	4月	教育法人ボストン昭和女子学園設立
	昭和63年	4月	ボストン昭和女子大学開学
	平成元年	4月	大学院文学研究科博士後期課程（日本文学専攻・英米文学専攻）、生活機構研究科博士後期課程（生活機構学専攻）開設
	平成4年	4月	文学部心理学科・日本文化史学科開設
	平成5年	4月	大学院生活機構研究科修士課程（生活文化研究専攻・生活科学研究専攻）開設

法人の沿革	平成 6 年 4 月	家政学部を生活科学部に名称変更
	平成 7 年 3 月	大学院家政学研究科廃止
	平成 9 年 4 月	短期大学部専攻科生活文化学専攻開設
	平成 10 年 4 月	生活科学部生活美学科を生活環境学科に名称変更
	平成 11 年 4 月	短期大学部専攻科食物科学専攻開設
	平成 12 年 4 月	短期大学部専攻科国語国文学専攻開設
	平成 13 年 4 月	短期大学部専攻科人間教育学専攻開設
	平成 15 年 4 月	文学部（日本文学科・英米文学科・心理学科・日本文化史学科）を人間文化学部（日本語日本文学科・英語コミュニケーション学科・心理学科・歴史文化学科）に名称変更
	同	人間社会学部（心理学科・福祉環境学科・現代教養学科）開設
	同	短期大学部人間文化学科第一部・第二部開設（国語国文学科・英語英文学科各第一部・第二部を統合）
	同	短期大学部専攻科保育学専攻開設（学生募集は平成17年度から）
	平成 16 年 9 月	短期大学部国語国文学科及び英語英文学科各第一部・第二部廃止
	平成 17 年 4 月	大学院文学研究科博士前期課程言語教育・コミュニケーション専攻、生活機構研究科修士課程心理学専攻開設
	平成 18 年 3 月	短期大学部専攻科初等教育学専攻廃止
	平成 18 年 4 月	大学院生活機構研究科修士課程福祉社会研究専攻開設
	同	人間社会学部初等教育学科開設
	同	短期大学部文化創造学科第一部・第二部開設（人間文化学科及び生活文化学科第一部・第二部を統合）
	同	短期大学部初等教育学科を子ども教育学科に名称変更
	平成 18 年 8 月	ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和（中等教育科・初等教育科）を開校

法人の 沿 革	平成19年 3月	人間文化学部心理学科廃止
	同	短期大学部専攻科人間教育学専攻廃止
	平成19年 4月	大学院生活機構研究科修士課程環境デザイン研究専攻開設
	同	短期大学部文化創造学科第一部を文化創造学科に名称変更（昼夜開講制に移行）
	平成19年 9月	短期大学部生活文化学科第一部廃止
	平成20年 3月	短期大学部生活文化学科第二部廃止
	平成20年 4月	大学院文学研究科博士後期課程言語教育・コミュニケーション専攻開設
	同	大学院生活機構研究科修士課程人間教育学専攻開設
	平成21年 3月	短期大学部人間文化学科第一部廃止
	平成21年 4月	人間文化学部国際学科開設
	同	生活科学部健康デザイン学科開設
	同	人間社会学部福祉環境学科を福祉社会学科に名称変更
	同	生活科学部生活環境学科を環境デザイン学科に、生活科学科を管理栄養学科に名称変更
	平成21年 9月	短期大学部人間文化学科第二部廃止
	平成22年 3月	短期大学部子ども教育学科及び同専攻科保育学専攻廃止
	平成22年 8月	ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和に高等教育科開設
	平成22年 9月	短期大学部文化創造学科第二部廃止
	平成23年 3月	短期大学部食物科学科及び同専攻科食物科学専攻廃止
	平成25年 4月	グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科開設

法人の 沿 革	平成 25 年 4 月	大学院文学研究科博士後期課程文学言語学専攻開設（日本文学専攻、英米文学専攻、言語教育・コミュニケーション専攻を統合）
	平成 26 年 3 月	大学院文学研究科博士後期課程日本文学専攻廃止
	平成 26 年 8 月	短期大学部廃止
	平成 27 年 3 月	大学院文学研究科博士後期課程英米文学専攻廃止
	平成 28 年 4 月	昭和幼稚園廃止、昭和こども園開設
	平成 29 年 4 月	国際学部（英語コミュニケーション学科・国際学科）開設
	同	生活科学部食安全マネジメント学科開設
	平成 30 年 4 月	グローバルビジネス学部会計ファイナンス学科開設
	令和 2 年 4 月	生活科学部環境デザイン学科募集停止
	同	環境デザイン学部環境デザイン学科開設
	令和 3 年 3 月	人間文化学部英語コミュニケーション学科廃止
	令和 3 年 4 月	生活科学部を食健康科学部に名称変更
	令和 4 年 3 月	人間文化学部国際学科廃止
	令和 5 年 4 月	大学院福祉社会・経営研究科（専門職大学院）福祉共創マネジメント専攻開設
	同	学校法人明誠学園を合併のうえヨークグローバルビジネスアカデミー専門学校を設置し募集停止
	令和 6 年 7 月	ヨークグローバルビジネスアカデミー専門学校廃止

役 員 の氏名等	氏 名		生 年 月 日 (年 齢) 掲載を割愛します	最 終 学 歴	主 な 職 歴 等		親族関係 私学法第 〔 38条第7項〕	常勤・ 非常勤 の別	寄附行為の選任条項 (選 任 区 分)
	(理事長)	山崎 日出男		東京大学文学部卒業	H11. 7～H13. 1 H13. 1～H15. 3 H15. 4～H16. 3 H16. 4～H17. 8 H17. 8～H18. 7 H18. 7～H19. 1 H19. 1～H20. 3 H20. 2～H20. 3 H20. 4～H21. 8 H21. 8～H23. 8 H23. 9～H27. 3 H27. 4～H28. 6 H29. 4～R5. 3 H29. 7～R5. 6 H30. 11～現在 R5. 4～現在 R5. 4～現在 R5. 4～現在	経済企画庁統合計画局計画官 日本学術会議事務局学術部長 内閣府男女共同参画局総務課長 総務省統計局総務課長 総務省官房秘書課長 総務省大臣官房参事官 総務省人事・恩給局次長 (併任)内閣官房内閣審議官兼公文書管理検討室長 内閣府政策評価審議官兼内閣官房内閣審議官 (公文書管理法担当) (独)国立公文書館理事 在ボスニア・ヘルツェゴビナ国駐劄日本国特命全権大使 迎賓館長 (学)昭和女子大学監事 (公社)日本広報協会理事長 (一社)日本国際教育協会監事 (非常勤) (学)昭和女子大学理事 (学)昭和女子大学理事長 (学)昭和女子大学評議員	—	常勤	第6条第2号 (理事長) 第7条第1項第3号 (法人に功労ある者)
理事数 〔 定数10～11人 現員11人 〕 監事数 〔 定数2～3人 現員2人 〕	(常務理事)	沼 明彦		日本大学商学部卒業	H56. 4～S62. 8 H62. 9 H11. 4～H15. 5 H15. 6～H25. 3 H25. 4～H26. 3 H26. 4～現在 H27. 4～現在 H30. 4～現在 H31. 4～現在 R4. 5～現在 R5. 6～現在	日本アイ・ビー・エム(株)入社 (学)昭和女子大学入職 (学)昭和女子大学学園本部総務部 (後に同事務センター) コンピュータ室長 (学)昭和女子大学学園本部事務センター長 昭和女子大学大学事務局次長 (学)昭和女子大学学園本部財務部長 (学)昭和女子大学評議員 (株)カリヨン代表取締役社長 (学)昭和女子大学理事 (学)昭和女子大学常務理事 (社福)共生会 SHOWA理事	—	常勤	第7条第1項第2号前段 (互選評議員)
	(理事)	金尾 朗		東京大学大学院 工学系研究科修了	H4. 4～H4. 9 H4. 10～H10. 3 H10. 4～H19. 3 H15. 4～H19. 3 H19. 3～H25. 3 H19. 3～H21. 3 H19. 3～現在 H19. 4～現在 H21. 4～R2. 3 H22. 4～現在 H26. 4～R2. 3 R2. 4～R5. 3 R2. 4～現在 R5. 4～現在	昭和女子大学 家政学部生活美学科 非常勤講師 昭和女子大学 生活科学部生活美学科 専任講師 昭和女子大学 生活科学部生活環境学科 助教授 昭和女子大学 大学院生活科学研究専攻 助教授 (生活環境学科助教授と兼務) 昭和女子大学 アドミッション部長 昭和女子大学 生活科学部 生活環境学科 教授 昭和女子大学大学院 生活機構研究科 環境デザイン研究専攻 教授 (学)学校法人昭和女子大学評議員 昭和女子大学 生活科学部 環境デザイン学科 教授 昭和女子大学大学院 生活機構研究科 生活機構学専攻 教授 昭和女子大学 副学長 昭和女子大学 環境デザイン学部長 昭和女子大学 環境デザイン学部 環境デザイン学科 教授 昭和女子大学学長・(学)昭和女子大学理事	—	常勤	第7条第1項第1号 (学長)
	(理事)	小川 睦美		昭和女子大学大学院 生活機構研究科修了	H元. 4～H4. 3 H4. 4～H15. 3 H15. 4～H26. 3 H19. 4～現在 H23. 4～H27. 3 H26. 4～現在 H28. 10～現在 H30. 4～R3. 3 H31. 4～現在 R3. 4～R5. 3 R5. 4～現在 R5. 4～現在	昭和女子大学短期大学部第二部生活文化学科非常勤講師 昭和女子大学家政学部 (現生活科学部) 生活科学科専任講師 昭和女子大学生活科学部生活科学科助教授 昭和女子大学大学院生活機構研究生活科学研究専攻准教授 (平成26年4月より同教授) 昭和女子大学生活科学部健康デザイン学科学科長 昭和女子大学生活科学部健康デザイン学科教授 (学)昭和女子大学評議員 昭和女子大学教務部次長 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活機構学専攻教授 昭和女子大学食健康科学部学部長 昭和女子大学副学長 (学)昭和女子大学理事	—	常勤	第7条第1項第2号後段 (卒業生評議員)

役 員 の氏名等	氏 名		生 年 月 日 (年 齢) 掲載を割愛します	最 終 学 歴	主 な 職 歴 等		親族関係 私学法第 〔38条第7項〕	常勤・ 非常勤 の別	寄附行為の選任条項 (選 任 区 分)
	(理事)	田中 晶子		昭和女子大学大学院 文学研究科修了	H4. 4～H15. 3 H15. 4～H16. 3 H16. 4～H19. 3 H19. 4～H27. 3 H27. 4～現在 H27. 4～R2. 3 H30. 4～現在 R2. 4～現在 R2. 10～現在 R5. 4～現在	昭和女子大学文学部日本文学科専任講師 昭和女子大学人間文化学部日本文学科専任講師 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科助教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科准教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科長 昭和女子大学大学院文学研究科日本文学専攻博士前期課程教授 昭和女子大学人間文化学部長 (学)昭和女子大学評議員 (学)昭和女子大学理事	—	非常勤	第7条第1項第2号後段 (卒業生評議員)
理事数 〔 定数10～11人 現員11人 〕 監事数 〔 定数2～3人 現員2人 〕	(理事)	垣上 正一		北九州市立大学商学部卒業	S56. 4 S63. 2～H2. 4 H2. 5～H4. 9 H4. 10～H5. 4 H5. 5～H5. 9 H5. 10～H6. 3 H6. 4 H9. 5～H11. 2 H11. 3 H11. 4～H12. 9 H12. 10～H14. 3 H14. 4～H15. 9 H15. 10 H17. 9 H18. 1～H31. 3 H20. 4～H31. 3 H24. 4～現在 H31. 4～R4. 4 R4. 5～現在 R4. 5～現在	松下電送機器（現：パナソニック システムソリューションズ` ジャパン）(株)人事部労政課 松下電送機器（現：パナソニック システムソリューションズ` ジャパン）(株)人事賃金制度事務局専従 人事部主任 松下電送機器（現：パナソニック システムソリューションズ` ジャパン）(株)人事部人事課労政係係長 松下電送機器（現：パナソニック システムソリューションズ` ジャパン）(株)デバイス事業部岡山工場 人事係係長 人事部人事労政グループ主事 松下電送機器（現：パナソニック システムソリューションズ` ジャパン）(株)生産事業本部ファクシミリ工場総務課新潟総務係係長 マイミ貿易（現：マイミホールディングス）(株) 総務経理部総務課課長 総務経理部次長兼グループ企画室人事企画部次長 ハイテ`ルベ`ルク`PMT（現：ハイテ`ルベ`ルク`・シ`ャパ`ン）(株) 人事総務部次長 ハイテ`ルベ`ルク`PMT（現：ハイテ`ルベ`ルク`・シ`ャパ`ン）(株) 執行役員 人事総務部長 ハイテ`ルベ`ルク`PMT（現：ハイテ`ルベ`ルク`・シ`ャパ`ン）(株)人事総務本部人事部部長兼総務部部長  ハイテ`ルベ`ルク`PMT（現：ハイテ`ルベ`ルク`・シ`ャパ`ン）(株)人事総務本部人事部部長兼人材資源開発室室長 山下ゴム(株) 管理統括本部総務部部長 サニーヘルス(株)人事部長 (学)昭和女子大学学園本部人事部部長代理 (学)昭和女子大学学園本部人事部部長 (学)昭和女子大学評議員 (学)昭和女子大学学園本部学園本部業務部部長 (学)昭和女子大学人材戦略本部本部長（現：学園本部人材戦略部部長） 兼業務部部長 兼監査室室長 (学)昭和女子大学理事	—	常勤	第7条第1項第3号 (法人に功労ある者)
	(理事)	武藤 空男		桜美林大学大学院 大学アド`ミニストレーション研究科修了	S58. 4～S59. 7 S59. 11～現在 H11. 12～H14. 5 H14. 6～H15. 5 H14. 1～H17. 12 H15. 4～現在 H15. 6～H16. 9 H16. 10～H17. 3 H17. 4～H20. 3 H17. 12～現在 H20. 4～H25. 3 H25. 4～R2. 3 H25. 4～H28. 3 H28. 4～現在 R2. 4～R2. 9 R3. 4～現在 R4. 11～R5. 3 R5. 4～現在	(株)チェリー商事 (学)昭和女子大学 (学)学園本部人事部長 昭和女子大学大学事務局長兼大学院分室長 日本私立学校振興・共済事業団：共済運営委員会委員 (学)昭和女子大学評議員 昭和女子大学教育支援センター長 立命館大学出向 昭和女子大学オープンカレッジ事務部長 (株)カリヨン（昭和女子大学事業法人）取締役 昭和女子大学進路支援センター長（名称変更：キャリア支援センター長） 昭和女子大学記念講堂事務長 昭和女子大学オープンカレッジ事務部長（名称変更：地域連携センター事務部長） ダイバーシティ推進機構事務局長 昭和女子大学昭和リエゾンセンター長 (学)学校法人昭和女子大学学園本部総務部長 昭和女子大学記念講堂部長 (学)昭和女子大学理事	—	常勤	第7条第1項第3号 (法人に功労ある者)

役 員 の氏名等	氏 名		生 年 月 日 (年 齢) 掲載を割愛します	最 終 学 歴	主 な 職 歴 等		親族関係 私学法第 〔 38条第7項〕	常勤・ 非常勤 の別	寄附行為の選任条項 (選 任 区 分)
	(理事)	花岡 巖		シカゴ大学経営大学院修了	S63. 4 ～H12. 5 H10. 12 ～H16. 10 H16. 10 ～R5. 3 R4. 10～現在 R5. 4～現在 R5. 4～現在	日本長期信用銀行渋谷支店、航空機ファイナンス部、人事部付海外留学 事業推進部、海外事業推進部、法人業務部、人事部付 レンドリース・ジャパン(株)債権回収 (うち平成12月5月までは日本長期信用銀行から出向) マーケティング&アクイジションズ、チーフ・クレジット・オフィサー ゴールドマン・サックス証券 戦略投資部、マーチャント・バンキング部門、戦略投資開発部、法人営業部長、クレ ジット・オルタナティブ・セールス部部长、ゴールドマン・サックス・リアルティ・ ジャパン取締役(兼務) 昭和女子大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科非常勤講師 グラニット(株)代表取締役 (学)昭和女子大学理事	—	非常勤	第7条第1項第3号 (法人に功労ある者)
理事数 〔 定数10～11人 現員11人 〕 監事数 〔 定数2～3人 現員2人 〕	(理事)	アーネストM. 比嘉		ペンシルバニア大学ウォートン校卒業 MBA (コロンビアビジネススクール)	S58. 4～H22. 1 H22. 2～H27. 4 H22. 6～現在 H23. 4～H28. 9 H25. 6～R4. 2 H27. 4～現在 H28. 9～現在 H28. 9～現在 H29. 4～現在 H30. 8～現在	(株)ヒガ・インダストリーズ (現：(株)トミビルダ・ジャパン) 代表取締役社長 (株)ヒガ・インダストリーズ (旧：(株)ヒガ・インターナショナル) 代表取締役社長 (株)ジェーシー・コムサ (現：株式会社輝ソーレ) 取締役 ウェンディーズ・ジャパン合同会社最高経営責任者 (株)新生銀行社外取締役 (株)ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長 兼 社長 ファーストキッチン(株)代表取締役会長 ウェンディーズ・ジャパン(株)代表取締役会長 (学)昭和女子大学理事 テンプル大学ジャパンキャンパス理事	—	非常勤	第7条第1項第4号 (学識経験者)
	(理事)	浅野 敏雄		東京大学薬学部卒業	H15. 10～H20. 3 H20. 4～H22. 3 H22. 4～H26. 3 H26. 4～H26. 6 H26. 6～H28. 3 H28. 4～R4. 6 H28. 10～現在 H31. 4～現在 R3. 6～現在 R3. 6～現在 R4. 6～R6. 6 R6. 6～現在	旭化成ファーマ(株) 執行役員 旭化成ファーマ(株) 取締役 兼 常務執行役員 旭化成ファーマ(株) 代表取締役社長 兼 社長執行役員 旭化成(株) 社長執行役員 旭化成(株) 代表取締役社長 兼 社長執行役員 旭化成(株) 常任相談役 昭和女子大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科客員教授 (学)昭和女子大学 理事 (公財)がん研究会 理事長 (公社)発明協会 理事・副会長 旭化成(株) 相談役 旭化成(株) 特別顧問	—	非常勤	第7条第1項第4号 (学識経験者)
	(理事)	末川 久幸		国際商科大学商学部卒業	H20. 4～H21. 5 H21. 6～H22. 3 H22. 4～H23. 3 H23. 4～H25. 3 H25. 4～R元. 6 H23. 4～R3. 3 H26. 6～R4. 6 H26. 6～現在 H28. 4～現在 H29. 3～現在 H29. 6～R5. 6 R元. 7～現在 R2. 6～現在 R3. 10～現在 R5. 4～現在 R6. 6～現在	(株)資生堂執行役員経営企画部長 (株)資生堂取締役執行役員経営企画部長 (株)資生堂取締役執行役員常務経営企画部長 (株)資生堂代表取締役執行役員社長 (株)資生堂相談役 学校法人資生堂学園資生堂美容技術専門学校理事 新田ゼラチン(株) 社外取締役 (学)昭和女子大学現代ビジネス研究所特別研究員 (学)昭和女子大学生活科学部食安全マネジメント学科客員教授 一般社団法人グローバル人材キャリア支援協会理事 燦ホールディングス(株) 社外取締役 日本管財(株)顧問 森下仁丹(株)社外取締役 (学)昭和女子大学評議員 (学)昭和女子大学理事 稲畑産業(株) 社外取締役	—	常勤	第7条第1項第4号 (学識経験者)

役 員 の氏名等	氏 名		生 年 月 日 (年 齢) 掲載を割愛します	最 終 学 歴	主 な 職 歴 等		親族関係 私学法第 〔 38条第7項〕	常勤・ 非常勤 の別	寄附行為の選任条項 (選 任 区 分)
	(監事)	片桐 裕		東京大学法学部卒業	H13. 2～H14. 1 H14. 1～H15. 8 H15. 8～H16. 8 H16. 8～H19. 1 H21. 6～H23. 10 H23. 10～H25. 1 H25. 5～H30. 6 H25. 6～R2. 11 H25. 9～R4. 10 H26. 4～H27. 3 H30. 7～現在 H31. 4～現在 R元. 6～現在 R2. 4～R5. 3 R5. 4～現在	警視庁生活安全部長 京都府警察本部長 警察庁首席監察官 警察庁長官官房総括審議官 警察庁次長 警察庁長官 損害保険ジャパン(株)顧問 (公財) 公共政策調査会理事長 日本商工会議所及び東京商工会議所顧問 (学) 東洋大学法学部非常勤講師 (株)三菱UFJ 銀行顧問 (学) 関西大学社会安全学部客員教授 (一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会会長 (学) 昭和女子大学理事 (学) 昭和女子大学監事	—	非常勤	第8条
理事数 〔 定数10～11人 現員11人 〕 監事数 〔 定数2～3人 現員2人 〕	(監事)	福住 真由美		昭和女子大学短期大学部 国文学科卒業	H8. 4～H14. 5 H14. 6～H15. 3 H15. 4～H15. 5 H15. 6～H17. 3 H17. 4～H21. 3 H17. 4～R5. 3 H18. 4～H21. 3 H21. 4～H22. 3 H22. 4～H26. 3 H26. 4～R3. 3 R3. 4～R5. 3 R5. 4～現在	昭和女子大学大学院分室長 兼 女性文化研究所事務長 昭和女子大学オープンカレッジ講座部長 昭和女子大学事務局学長秘書（課長待遇） 昭和女子大学教育支援センター学長秘書担当次長 昭和女子大学同教育支援センター学長秘書担当部長 (学) 昭和女子大学評議員 (学) 昭和女子大学学園本部企画・広報部評価室担当部長 兼務 昭和女子大学学長室長 兼 学長秘書担当部長 昭和女子大学教育支援センター長 (学) 昭和女子大学学園本部総務部長 昭和女子大学図書館副館長 (学) 昭和女子大学監事	—	常勤	第8条
	(学園本部長)	沼 明彦 【再掲】		日本大学商学部卒業	H56. 4～S62. 8 H62. 9 H11. 4～H15. 5 H15. 6～H25. 3 H25. 4～H26. 3 H26. 4～現在 H27. 4～現在 H30. 4～現在 H31. 4～現在 R4. 5～現在 R5. 6～現在	日本アイ・ビー ・エム(株)入社 (学) 昭和女子大学入職 (学) 昭和女子大学学園本部総務部（後に同事務センター） コンピュータ室長 (学) 昭和女子大学学園本部事務センター長 昭和女子大学大学事務局次長 (学) 昭和女子大学学園本部財務部長 (学) 昭和女子大学評議員 (株)カリヨン代表取締役社長 (学) 昭和女子大学理事 (学) 昭和女子大学常務理事 (社福) 共生会 S H O W A 理事	—	常勤	—

	氏 名	職 業	常勤・ 非常勤 の 別	寄附行為の選任条項 (選任区分)
評議員の氏名等	※ 山崎 日出男	(学)昭和女子大学 理事長	常 勤	第24条第1項第4号 (理事長)
	※ 沼 明彦	(学)昭和女子大学 常務理事	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	井原 奉明	昭和女子大学 副学長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
評 議 員 数	磯野 彰彦	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	※ 垣上 正一	(学)昭和女子大学 職 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	粕谷 直彦	附属中学校 教 頭	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
〔 定数 28～38人 現員 33人 〕	※ 金尾 朗	昭和女子大学 学 長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	小原 奈津子	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	前田 崇司	附属小学校 校 長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
※ 理事兼任者 8人	真下 峯子	附属中学校/高校 校 長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	藤崎 春代	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	藤島 喜嗣	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	※ 武藤 空男	(学)昭和女子大学 職 員	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	吉田 昌志	昭和女子大学 副学長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	渡邊 直人	附属小学校 副校長	常 勤	第24条第1項第1号 (教職員)
	石垣 理子	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	稲穂 照子	株式会社福田屋 代表取締役	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	太田 鈴子	昭和女子大学 教 員	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	大谷津 早苗	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	岡野 栄之	慶應義塾大学 教 員	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	※ 小川 睦美	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	粕谷美砂子	昭和女子大学 教 員	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	金子 朝子	大学同窓会 会 長	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	木村 葉子	毎日新聞社カスタマーリレーション本部 本部長	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	※ 田中 晶子	昭和女子大学 学部長	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	鶴田 佳子	昭和女子大学 教 員	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	平原 史樹	横浜市立大学 客員教授	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	藤守 由美	昭和女子大学 学部長	常 勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	吉田 昌史	個人事業主：不動産賃貸業 (管理物件＝「ヒルサイド太子堂」「コア中目黒」、「シャリオ中目黒」)	非常勤	第24条第1項第2号 (卒業生)
	阿部 博	昭和女子大学 総長顧問	常 勤	第24条第1項第3号 (学識経験者)
	※ 末川 久幸	(一社)グローバル人材キャリア支援協会 理事	非常勤	第24条第1項第3号 (学識経験者)
	坂東 眞理子	昭和女子大学 総長	非常勤	第24条第1項第3号 (学識経験者)
	日比谷 武	昭和女子大学 客員教授	非常勤	第24条第1項第3号 (学識経験者)

学校法人昭和女子大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人昭和女子大学という。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 昭和女子大学

大学院

文学研究科

生活機構研究科

福祉社会・経営研究科（専門職大学院）

人間文化学部

日本語日本文学科

歴史文化学科

国際学部

国際教養学科

国際日本学科

国際学科

グローバルビジネス学部

ビジネスデザイン学科

会計ファイナンス学科

人間社会学部

心理学科

福祉社会学科

現代教養学科

初等教育学科

環境デザイン学部

環境デザイン学科

食健康科学部

環境デザイン学科

健康デザイン学科

管理栄養学科

食安全マネジメント学科

(2) 昭和女子大学附属昭和高等学校 全日制の課程 普通科

(3) 昭和女子大学附属昭和中学校

(4) 昭和女子大学附属昭和小学校

(5) 昭和女子大学附属昭和こども園

(6) ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産賃貸業・管理業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上11名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 この法人に、評議員12名以上16名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長（校長）のうちから理事会において選任した者 1 名
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者 9 名以上 10 名以内
- 2 前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第 9 条 理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

- 第 10 条 理事の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 理事は、再任されることができる。

（理事の解任及び退任）

第 11 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から 2 週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から 2 週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
 - 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち1名を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

5 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第16条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長及び代表業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、代表業務執行理事若しくは理事長の指名する理事が理事会を招集する。理事長、代表業務執行理

事及び理事長の指名する理事がいずれも欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。理事長が決議について特別の利害関係を有する場合及び理事会を欠席した場合も、同様とする。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 基本財産の処分
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
- (4) 残余財産の帰属者の決定
- (5) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場

合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会で選任した者 4名以上5名以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから評議員会で選任した者 4名以上5名以内
 - (3) 前第1号及び第2号以外の者で4名以上6名以内のうちから半数（奇数の場合は小数点第一位以下を切り捨てる）を理事会で選出し、残数を評議員会で選任する。
- 2 理事会で選任する評議員の総数は、評議員の総数の半数（奇数の場合は小数点第一位以下を切り捨てる）までとする。
- 3 第1項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 評議員会は、評議員の総数が12名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
- 6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員会が選任する評議員の選任に関し必要な事項は、評議員選任規程において定める。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範圍外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第40条 評議員会は、役員、會計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、會計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第41条 評議員会は、定時評議員会として毎會計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、代表業務執行理事若しくは理事長の指名する理事が評議員会を招集する。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 5 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第43条 前条第3項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第5項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第44条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第5項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第46条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第48条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第49条 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第50条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事長及び代表業務執行理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 総長

(総長)

第51条 理事会は、この法人の業務に関し顕著な功績のあった者に対し、総長の称号を贈ることができる。

2 総長は、理事会の求めに応じ、この法人の運営について必要な助言を行う。

3 総長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

第9章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第52条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第53条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第54条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第55条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第56条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

- 第57条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第10章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第58条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第59条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第60条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第61条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には2か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第62条 理事（理事長、代表業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と

私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第11章 資産及び会計

(資産)

第63条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第64条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第65条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第66条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第67条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第68条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第69条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第70条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）計算書類
- （4）計算書類の附属明細書
- （5）財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第71条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第76条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第72条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第73条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 解散及び合併

(解散)

第74条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第75条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第76条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章 補則

(情報の公表)

第77条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第78条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第79条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人合併当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	人 見 圓 吉
理 事	保 坂 みやづ
同	坂 本 由五郎
同	玉 井 幸 助
同	人 見 楠 郎
同	上 井 磯 吉
同	松 平 俊 子
監 事	和 田 ツヤコ
同	尾 崎 克 孝

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十一年三月十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成元年三月十七日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成三年十二月二十日）から施行す

る。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成四年三月十六日）から施行する。

附 則

平成五年十二月二十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成六年四月一日から施行する。

ただし、家政学部は、名称変更後の寄附行為第四条第一項の規定にかかわらず、平成六年三月三十一日に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。（家政学部存続に関する経過措置）

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成七年六月五日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年2月19日）から施行する。

ただし、生活美学科は、名称変更後の寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

（生活美学科存続に関する経過措置）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年3月16日）から施行する

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する

附 則

平成13年8月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成14年6月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、文学部日本文学科、英米文学科、心理学科及び日本文化史学科は、名称変更後の寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。（文学部日本文学科、英米文学科、心理学科及び日本文化史学科存続に関する経過処

置)

附 則

平成14年7月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成14年12月19日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認日（平成16年10月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。（昭和女子大学短期大学部初等教育学科の存続に関する経過措置）昭和女子大学短期大学部初等教育学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

平成18年7月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。（短期大学部文化創造学科第一部存続に関する経過措置）昭和女子大学短期大学部文化創造学科第一部は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。（昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科、生活科学部生活環境学科及び生活科学部生活科学科存続に関する経過措置）昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科、生活科学部生活環境学科及び生活科学部生活科学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年5月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年8月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年8月29日）から施行する。

附 則

平成28年4月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 理事長の下に、当分の間、総長を置く。
- 2 総長は、理事の中から理事長が指名する。この場合において、理事会の承認を得なければならない。
- 3 総長は、次に掲げる職務を掌理する。
 - (1) 大学及び附属校の将来構想に係る企画の策定、推進及び運営
 - (2) 国際連携
 - (3) ダイバーシティ推進
 - (4) その他、理事会において決議した事項

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年7月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年10月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和3年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。（昭和女子大学生生活科学部環境デザイン学科、生活科学部健康デザイン学科、生活科学部管理栄養学科及び生活科学部食安全マネジメント学科の存続に関する経過措置）
生活科学部環境デザイン学科、生活科学部健康デザイン学科、生活科学部管理栄養学科及び生活科学部食安全マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和4年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和5年1月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月6日から施行

する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年2月3日）から施行する。

附 則

平成28 年7 月13日施行の附則1 項から3 項までを失効とする。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5 年 8 月 9 日）から施行する。

附 則

令和6年5月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年7月1日から施行する。

この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日より前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

附 則

1 令和6 年 9 月 3 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、理事と評議員を兼職する者については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第3 1 条、第4 6 条及び第6 2 条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9 年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6 年 1 1 月 1 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和7 年 4 月 1 日から施行する。

（昭和女子大学国際学部英語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）
国際学部英語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第4 条の規定にかかわ

らず令和7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学校法人の事務組織の概要を記載した書類

